

朝鮮民主主義人民共和国の核実験に抗議する決議

朝鮮民主主義人民共和国が3度目となる核実験を強行した。

我が国並びに国際社会が、朝鮮民主主義人民共和国に対し再三にわたり強く自制を求めていたにもかかわらず、実験が強行されたことは、我が国の安全のみならず、広く国際社会の平和と安定に対する重大な脅威であり、断じて容認できない。

今回の朝鮮民主主義人民共和国の挑発的行為は、1月22日に全会一致で採択された安保理決議2087号を初めとする一連の国連安保理決議に明確に違反するものであるとともに、日朝平壤宣言や平成17年9月の六者会合共同声明にも違反するものである。

これらの状況を踏まえ、国連安全保障理事会で、3月8日に決議第2094号が全会一致で採択された。朝鮮民主主義人民共和国が、国際社会が繰り返し示している強い警告と非難を真摯に受けとめるよう、今後、政府は他の国々と連携して、この安保理決議が誠実かつ完全に実施されて、実効性のあるものとすべく、さらなる外交努力を行うことを強く求める。

また拉致問題に関し、朝鮮民主主義人民共和国が、平成20年に合意した調査のやり直しにいまだ着手していないなど、具体的行動による進展がないことなども勘案しつつ、政府は、朝鮮民主主義人民共和国に対する我が国独自の措置の徹底を図るとともに、追加的な措置についても検討すべきである。

よって、世界連邦都市宣言及び非核都市宣言を行い、平和施策の推進に関する条例を制定している本市議会は、朝鮮民主主義人民共和国に対し、同国が実施した核実験に強く抗議するとともに、今後の核実験の中止と核兵器の廃絶を行うよう強く求める。同時に、政府に対し、今回の朝鮮民主主義人民共和国の核実験及び先般のミサイル発射の状況を踏まえ、今後とも、国家の防衛と国民・市民の安全確保のための施策の一層の充実に万全を尽くすことを強く求める。

上記、決議する。

平成25年3月28日

三 鷹 市 議 会